

令和8年度版

子育て支援ガイドブック



(電子版ガイドブック)

長 柄 町

も く じ

| | |
|---------------------|----|
| 妊娠 | 1 |
| 出産後の手続き・サポート　こどもの健康 | 4 |
| 予防接種について | 8 |
| 各種手当・助成 | 9 |
| 長柄生活支援　おたすけ隊 | 15 |
| 心配ごとがあったら | 15 |
| ながらこども園 | 17 |
| こども園誰でも通園制度 | 17 |
| 子育て支援センター・一時預かり事業 | 18 |
| キッズルーム | 19 |
| 子育て応援広場のびのび | 19 |
| 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） | 20 |
| ひとり親家庭のために | 21 |
| 障がいのあるお子さんのために | 22 |
| 急な病気やけがのとき | 22 |
| 子育て支援関連施設一覧 | 23 |



長柄町はこども家庭センターを令和7年4月に役場庁舎1階に開設しました。

こども家庭センターはすべての妊産婦・子育て世帯・こども（18歳まで）への一体的な支援を行う総合相談窓口です。心配なことや悩みについてお気軽にご相談ください。

妊娠

①妊娠届及び母子健康手帳の交付（妊娠届出時の面談）



問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

医療機関に受診して妊娠が確認され、「母子健康手帳」を受け取るように案内されたら、早めに妊娠届出を行い、母子健康手帳をもらいましょう。妊娠期から出産後の見通しを立てられるように、妊娠・出産・子育て期に受けられるサービスを紹介します。

- ◆対象 妊娠された方
- ◆手続き 妊娠届出書をこども家庭センターに提出すると、母子健康手帳を発行します。

※転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

②妊婦のための支援給付（1回目）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

出産にかかる経済的負担の軽減のため、5万円を現金支給します。

- ◆対象 妊娠届出とともに、妊婦支援給付認定の申請をした方
- ◆手続き 妊娠届出の面談時、認定申請書をお渡しします。
面談時に申請する場合は、振り込み先口座が確認できる通帳やキャッシュカードをお持ちください。

③妊婦健康診査 14 回分

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

委託医療機関で行う健康診査費用の一部を公費負担します。

- ◆対象 妊婦全員
- ◆手続き 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。なお、転入された場合には、町の受診票と差し替えます。

④妊婦一般健康診査健診費用助成

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

1 回の健診に対し、自己負担分の内 2,000 円を上限として助成します。

- ◆手続き 助成の方法は、領収書を出産後一括で提出していただく償還払い方式です。
申請期間は、出産した日の属する月の 3 か月後の 1 日から 2 年以内です。
例：4月生まれ→7月 1 日から 2 年間受付可能

⑤妊婦訪問（妊娠 8 か月頃の面談）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

妊娠 6～7 か月頃にアンケートを送付し、妊娠中のご様子をお伺いします。希望の方には妊娠 8 か月頃に面談を行います。

また、必要に応じて保健師がご自宅を訪問して相談に応じます。

- ◆対象 妊娠中の方

⑥妊婦のための支援給付（2 回目）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

子育てにかかる経済的負担の軽減のため、胎児の数×5万円を現金支給します。

- ◆対象 胎児の数の届出をした妊婦の方※
- ◆手続き 妊娠 8 か月頃に送付する「胎児の数の届出書」に記入し、福祉課にご提出ください。
※届出後に流産、死産となった方も給付の対象となります。

⑦高齢者等外出支援タクシー利用助成事業

問 福祉課福祉係 TEL 35-2414

利用券により、タクシー利用料金を助成します。

1回の利用に対して、3,000円分を上限として使えます。

- ◆対象 産後2か月までの妊産婦
- ◆手続き 母子健康手帳と身分証明書をお持ちになり、利用券の申請を福祉課窓口で行ってください。

⑧妊婦歯科健康診査

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

健診費用の一部を助成します。

- ◆対象 妊婦の方
- ◆手続き 妊娠届出の面談時、申請書をお渡しします。

⑨妊娠中の栄養相談

問 健康保険課健康推進係 TEL 35-2115

希望される方は妊娠中の栄養相談が受けられます。

窓口においていただくか、お電話でお問合せください。

- ◆対象 妊婦の方

⑩風しん抗体検査・予防接種費用助成

問 健康保険課健康推進係 TEL 35-2115

先天性風しん症候群の発生を防ぐため、無料で検査を行います。

また、抗体価が低いとされた方には、予防接種に係る費用の一部を助成します。

- ◆対象 抗体検査：妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の同居者、
風しん抗体価が低い妊婦の同居者
予防接種：千葉県風しん抗体検査または妊婦健診における風しん
抗体検査により抗体価が低いとされた方
- ◆手続き 抗体検査：千葉県風しん抗体検査実施医療機関に予約し、医療機
関で申込票を記入して検査を受けます。
予防接種：健康保険課窓口で予診票をもらい、実施医療機関で接
種後、健康保険課窓口で助成金の申請を行います。

⑪国民健康保険税の産前産後期間の一部免除

問 税務住民課課税係 TEL 35-2112

国民健康保険の被保険者が出産予定または出産した場合は、申請により出産する被保険者の国民健康保険税が一部免除されます。

出産予定日の6か月前から申請が可能です。

◆申請に必要な書類

- ・母子健康手帳等出産予定日や妊婦の状況が確認できるもの
- ・世帯主と妊婦被保険者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・届出者の本人確認ができるもの

出産後の手続き・サポート こどもの健康

①出生届

問 税務住民課戸籍係 TEL 35-2113

お子さんが生まれたら、出生日から14日以内に届け出をしてください。

【出生届・命名書】

長柄町ではお子さんのご誕生を心よりお祝いし、健やかなご成長を願って「ながラン」オリジナルデザイン出生届・命名書を作成しました。ご希望の方にお渡ししています。

出生届 (Shusseijū) form with decorative floral border. It includes fields for parent names, child's name, date of birth, and address. The form is numbered 1 through 20.

出生届明書 (Shusseijū Meishō) form with decorative floral border. It provides detailed instructions and information for the birth notification process, including contact information for the tax office.

命名書 (Meinameishō) form with decorative floral border. It is used for naming the child and includes a large vertical title '命名' (Meiname) and a date field '年 月 日生' (Year, Month, Day of Birth).

- ◆**届出先** 本籍地、出生地、または届出人の所在地の市町村窓口
 ※長柄町では、税務住民課戸籍係（☎35-2113）で受付しています。
 ※出生届の際には、出生通知書（母子健康手帳別冊の綴じ込みのはがき）の提出及び児童手当・子ども医療費の助成の手続きもあわせて福祉課で行ってください。

②産後ケア事業

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

サポートが必要なお母さんと赤ちゃんの生活を、助産師等がご希望を伺いながらお手伝いします。

- ◆**対象** 産後ケアを必要とするお母さんと赤ちゃん
 （宿泊型は産後30日まで、日帰り型は産後4か月まで、訪問型は産後1年までが対象）

◆料金

| サービス | 1日の利用料 | |
|------|--------|--------|
| | | |
| 宿泊型 | 課税世帯 | 3,400円 |
| | 非課税世帯 | 1,700円 |
| | 生活保護 | 340円 |
| 日帰り型 | 課税世帯 | 2,500円 |
| | 非課税世帯 | 1,250円 |
| | 生活保護 | 250円 |
| 訪問型 | 課税世帯 | 1,000円 |
| | 非課税世帯 | 500円 |
| | 生活保護 | 0円 |

※多胎児の場合、加算があります。

- ◆**手続き** 福祉課に相談してください。

③新生児聴覚スクリーニング検査費用助成

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

初回検査費用の一部を助成します。

- ◆**対象** 生後50日までに受けた初回検査費用（確認検査は対象外）
- ◆**料金** 3,000円を上限に助成
- ◆**手続き** 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。

④新生児・産婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業（出生後の面談）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

出生通知書が提出されると、随時、保健師が全家庭を訪問し、育児や健康に関する相談に応じ、町の子育て支援に関する情報をお届けします。

- ◆**対象** 生後28日までの赤ちゃんとお母さん
 ※里帰り出産の方は生後4か月まで

⑤乳児健康診査 3 回分

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

委託医療機関で行う健康診査費用の一部を公費負担します。

- ◆対象 生後3~6か月児、7~8か月児、9~11か月児
- ◆手続き 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。なお、転入された場合には、町の受診票と差し替えます。

⑥乳児相談

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

身長・体重・頭囲・胸囲測定、育児・栄養・歯科相談等を行います。

- ◆対象 4・5か月児、7・8か月児、12・13か月児その他希望者
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター



⑦ブックスタート事業

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

乳児相談時に赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報等が入ったブックスタート・パックをプレゼントします。

読み聞かせボランティアからの読み聞かせ方法の指導等も実施しています。

⑧1 歳6か月児健康診査

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

身体計測、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科・子育て相談、フッ素塗布等を行います。

- ◆対象 1歳6か月~2歳未満児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター



⑨2 歳児歯科健康診査

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

歯科診察、歯科相談、フッ素塗布等を行います。

- ◆対象 2歳児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター

⑩3 歳児健康診査

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

身体計測、内科・歯科診察、尿検査、視力・聴力検査、眼科（屈折・眼位）検査、保健・栄養・歯科・子育て相談、フッ素塗布等を行います。

- ◆対象 3歳～4歳未満児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター

⑩5 歳児健康診査

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

身体計測、内科診察、保健・栄養・子育て・就学・発達相談等を行います。

- ◆対象 年中児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター

⑫フッ化物洗口

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

健康な歯の育成のため、ながらこども園、町内の小中学校でフッ化物洗口を行っています。

- ◆対象 フッ化物洗口を希望するながらこども園の年長児、長柄小・日吉小学校の児童、長柄中学校の生徒
- ◆実施 ながらこども園は、月曜日～金曜日、ブクブクうがいを行います。
長柄小・日吉小・長柄中学校は、週1回ブクブクうがいを行います。
※年中児、希望しない児童は水でブクブクうがいを行います。



予防接種について

子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種は病気に対する免疫をつけ、子どもを感染症から守るために必要です。

①定期接種（予防接種法に基づくもの 無料）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

◆医療機関での個別接種となります。

※予診票は、随時、福祉課の窓口で母子健康手帳の内容を確認してからお渡しします。

②子どものインフルエンザ予防接種費用助成（任意接種）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

◆対象者 生後6か月～中学3年生

◆助成金額 3,000円を上限に助成

※接種費用が助成金額以下の場合は、支払い金額が助成金額となります。

◆助成回数 13歳未満 2回

13歳以上 1回

◆助成対象接種期間 令和8年10月1日～令和9年1月31日

◆助成方法

契約医療機関に予診票を提出し、接種を行った方は、助成金額を差し引いた金額を直接医療機関でお支払ください。

契約医療機関以外で接種を行った方は、償還払いとなります。

〔一旦、医療機関に接種料金を支払い、領収書を添付して福祉課に申請してください。申請期限は令和9年2月26日までです。〕

③その他の任意接種

おたふくかぜ等は、保護者の希望で接種する任意接種で有料です。医療機関にご相談ください。

④子育て応援アプリながらっこ

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

「子育て応援アプリながらっこ」は長柄町と「母子モ」が提供する、安心してお使いいただける子育てアプリです。

子育てに役立つ機能が沢山あり、予防接種のスケジュール管理もできます。



| | |
|-----|----|
| 母子モ | 検索 |
|-----|----|

各種手当・助成

①児童手当

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

- ◆支給対象 0歳～高校生年代まで（18歳になった後、最初の3月31日まで）
- ◆支給金額について（月額：1人あたり）

| | | |
|-----------|---------|----------|
| 0～3 歳未満 | | 15,000 円 |
| 3 歳～高校生年代 | 第1子 | 10,000 円 |
| | 第2子 | |
| | 第3子以降 | 30,000 円 |
| 支給日 | 2・3月分 | 4月10日ごろ |
| | 4・5月分 | 6月10日ごろ |
| | 6・7月分 | 8月10日ごろ |
| | 8・9月分 | 10月10日ごろ |
| | 10・11月分 | 12月10日ごろ |
| | 12・1月分 | 2月10日ごろ |

（第3子のカウントは、22歳※に達する以後の最初、3月31日までの間にある子どもの中で数えます。）

※子どもの生活費などを経済的に負担している場合に限りません。

◆支給要件

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します(単身赴任の場合を除く)。
- 児童福祉施設等に入所している子どもについても、施設の設置者等に支給します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

◆申請・手続きの方法

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、福祉課（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

◆必要な添付書類等

- 受給する方の健康保険資格情報がわかるもの（以下のいずれか）
「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」、マイナポータルの健康保険情報が確認できる画面（マイナンバーカードが必要です）
- 申請者及び配偶者の個人番号
- 請求者の銀行等の口座番号（預金通帳の写し）
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

②子ども医療費助成

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

病気などで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担分を助成します。

| | |
|---------------|--|
| 対象年齢 | 長柄町に住所がある 0歳～高校3年生相当 (18歳に達する日以後、最初の3月31日まで) ※健康保険適用外の診療は、助成の対象になりません。 |
| 助成の対象となる医療 | 入院・通院・調剤 |
| 助成内容 | 交付されている受給券と健康保険証を医療機関窓口に掲示すると自己負担分の支払いが免除されます。 |
| 手続き | 長柄町に転入した場合や、新たにお子さんが生まれた場合の届出の際に福祉課に下記書類を提出し、受給券の申請をしてください。(再発行の手続きも同じです。) |
| 必要なもの | 1. 子ども医療費助成申請書(福祉課窓口にて用意してあります。) 2. お子さんの健康保険資格情報がわかるもの(以下のいずれか) 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」、マイナポータルの健康保険情報が確認できる画面(マイナンバーカードが必要です) 3. 所得・課税証明書または非課税証明書(7月31日までの申請は令和7年1月1日に住民登録がなかった方で、8月1日からの申請は令和8年1月1日に住民登録がなかった方) |
| 申請期間 | 出生および転入日から1か月以内 |
| 制度の対象とならない医療費 | ・保険適用外の医療費(予防接種、薬の容器代、診断書等の文書料等) ・学校管理下での負傷または疾病で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費 ・育成医療等の公費医療制度が適用される医療費 |
| その他注意事項 | (1)払い戻しを受けた子ども医療費助成額について、所得税の確定申告における医療費控除で「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」に相当しますのでご注意ください。 (2)提出していただいた領収書はお返ししませんので、必要な方はコピーを取っておいてください。 (3)発行された受給券は、紛失しないようお願いします。紛失された場合は、お子さんの健康保険資格情報がわかるものをお持ちのうえ、再発行の手続きをしてください。 |

③出産育児一時金

問 健康保険課 TEL 35-2115

長柄町国民健康保険加入者が出産したときは、出産育児一時金・家族出産一時金が支給されます。

なお、社会保険等に加入されている方は加入先にお問い合わせください。

- ◆対象 長柄町国民健康保険加入者（妊娠12週以上であれば死産・流産でも支給されますが、この場合医師の証明が必要）
- ◆支給額 50万円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は48万8千円）
- ◆支給方法 医療機関等が、世帯主に代わって出産育児一時金を支給申請し、受け取った一時金を出産費に充てます。（直接支払制度）

④乳幼児家庭支援事業

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

使用済み紙おむつ用ごみ袋を無償で配付します。

- ◆対象 0歳～2歳未満の乳幼児の保護者
- ◆配付枚数 乳幼児1人に年間50枚（長生広域組合指定の20ℓ）
- ◆配付方法 新生児訪問及び乳児相談（12～13か月）時に配付します。
受け取れなかった場合は、申し出ください。
ただし、申出時期が対象年齢を過ぎた場合は対象となりません。

⑤病児・病後児保育事業利用助成金

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

病気（風邪からの発熱など）、または感染症等でこども園等に行けず、ご両親等が働いており看病が出来ない場合、預けた施設の利用料の一部を助成します。

- ◆対象 こども園や保育所等に通園する就学前児童
（事前に登録が必要です。福祉課で手続きをお願いします。）
- ◆助成額 1回2,000円（料金が2,000円未満の場合は、利用料）
- ◆助成方法 償還払い（一旦、利用施設に利用料を支払い、領収書を添付して町に申請）
- ◆申請期限 利用料を支払った月の翌月から6か月以内

⑥子育て支援金事業

| | | | |
|----------|-----------------|------------------|--------------------|
| 問 | 対象（１） | 福祉課子育て支援係 | TEL ３５-２４１４ |
| | 対象（２）（３） | 学校教育課 | TEL ３５-２４３７ |

お子さんの養育費の一部を支援します。

- ◆要件 対象者及び保護者が町内に住所を有していること。
- ◆対象 (1) 新生児
(2) 小学校又は特別支援学校の小学部に入学した方
(当該年度の4月1日以降に転入し、4月15日までに入学した者を含む)
(3) 中学校又は特別支援学校の中学部に入学した方
(当該年度の4月1日以降に転入し、4月15日までに入学した者を含む)
- ◆支援金額 (1) 50,000 円
(2) 50,000 円
(3) 80,000 円
- ◆申請期間 (1) 出生した年度の3月31日までに申請してください。
(2) (3) 入学した年の4月30日までに申請してください。

⑦養育医療費助成

問 福祉課子育て支援係 TEL ３５-２４１４

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。

- ◆対象 養育医療の対象となる未熟児であると認められること。
※指定養育医療機関での治療に限られます。

◆給付対象となる費用

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・医学的処置、手術及びその他の治療
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う看護
- ・移送

⑧軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

問 福祉課福祉係 TEL 35-2414

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんを対象とした補聴器購入費用を助成します。

◆対象

新しく補聴器を購入する費用

この制度によって購入した補聴器を原則5年経過後に更新する費用

※修理費用は対象外

◆対象となる方

次の要件のすべてを満たす18歳未満の方

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障がい者手帳の交付対象とならない場合
- (3) 補聴器の装用が必要であると医師の判断を受けていること。
- (4) 対象児の世帯内に町民税の所得割額46万円以上の方がいないこと。

◆申請方法

福祉課窓口へ申請書類を提出してください。

⑨路線バス利用促進助成制度

問 企画財政課 TEL 35-2110

路線バスの運賃を以下の方を対象に助成します。

◆対象者

- (1) 中学、高校、大学、専門学校などに通う学生、65歳以上の方
- (2) 長柄町高齢者等外出支援タクシー利用助成を受けている妊産婦の方

◆助成内容

定期券は購入金額の2分の1 回数券は年間2万8千円を上限に助成

◆助成対象路線

茂原駅～ロングウッドステーション

茂原駅～千葉労災病院

※浜野駅～ロングウッドステーションは対象外

◆申請方法

登録申請書を企画財政課へ提出し、企画財政課（回数券のみ）、小湊バス長南営業所で購入する。

⑩ファミリーサポートセンター

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

子育ての手助けをしたい方（協会会員）と子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）が会員登録し、地域において会員同士で子育てをサポートし合う仕組みです。お子さんを預けることや送迎のサポート等を受けることができます。令和8年度中の実施を予定しています。

長柄町生活支援 おたすけ隊

問 長柄町社会福祉協議会 TEL 30-7200

生活する中で生じる「ちょっとした困りごと（20分程度の軽作業）」を地域住民の皆さんがお手伝いして解決します。

お話を伺った上で登録になります。詳しい内容については、ご相談ください。

心配ごとがあったら

子育てに悩みはつきものです。一人で悩まず身近な人に相談してみませんか。誰かに話を聞いてもらいたい時、専門的な助けが欲しい時、それぞれの機関に相談してみてください。きっと心が楽になるでしょう。

①児童相談所

児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、社会診断や心理診断等を行い、児童に最も適した指導や援助を行います。また、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く）への入所等の措置を行います。

◆千葉県東上総児童相談所

所在地 茂原市高師 3007-6 ☎27-1733

来所の際は予約をお願いします。

* 電話相談受付 ☎27-5507

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

* 夜間・休日の電話相談 ☎043-252-1152

子ども・家庭 110番（千葉県中央児童相談所内）

②長生健康福祉センター（長生保健所）

保健所は広域的に専門的なサービスを提供するとともに、住民に身近な保健・福祉サービスを提供する市町村を支援します。

◆**家庭児童相談** 家庭における児童の養育等について、相談や訪問指導に応じます。

所在地 茂原市茂原 1102-1（長生合同庁舎内）

☎22-5167

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

③子どもの虐待などの相談

児童虐待は、子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には命に関わる深刻な問題です。いち早く発見し、手を差し伸べるために地域のみなさんの協力が求められます。

あなたが、虐待しそうになったり虐待をしてしまったときは、ためらわず相談しましょう。もし、あなたの周りの人が子どもを虐待しているのを見たとき、虐待ではないだろうかと感じた場合にも相談してください。

千葉県東上総児童相談所

☎27-5507 月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

千葉県子ども・家庭 110 番

☎043-252-1152（24 時間・365 日対応）

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189（虐待相談・通告は 24 時間・365 日対応）

福祉課子育て支援係

☎35-2414



④こども急病電話相談

お子さんの急な病気で、受診した方が良いのか、様子をもても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

☎<< 局番なしの#8000 >>または<< 043 (242) 9939 >>

月～土曜日 19:00～翌日 8:00

日曜・祝日 8:00～翌日 8:00（24 時間対応）

ながらこども園

問 ながらこども園 TEL 35-3102

① 1号認定子ども（幼稚園部分）



- ◆対象児 3・4・5 歳児
- ◆保育日・時間 月～金曜日
(祝休日、学年始め休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業あり)
9:00～14:00
- ◆保護者負担金 無償
- ◆預かり保育 平日：14:00～16:00 1回 400円
土曜日・長期休業日：9:00～16:00 1回 1,000円

② 2号・3号認定子ども（保育所部分）

- ◆対象児 保護者の就労などで保育を必要とする0歳児（満6か月）～5歳児
- ◆保育日・時間 月～土曜日（祝日・年末年始除く）
 - ・8時間保育 8:00～16:00
(時間外保育：16:00～19:00 1回 200円)
 - ・11時間保育 7:15～19:00の間
- ◆保護者負担金 2号（3・4・5歳児）無償
3号（0・1・2歳児）保護者の住民税所得割額に応じた料金
※きょうだいの状況により、減免対象となる場合があります。

③ こども園誰でも通園制度 ～乳児等通園支援事業～

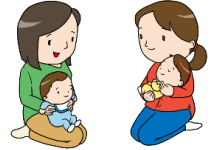
保育施設を利用していないお子さんをこども園等に預けられるようになりました。

- ◆対象児 生後6か月～3歳未満のこども
- ◆保育日・時間 1か月に10時間まで
月～金曜日 9:00～11:00 15:00～17:00
- ◆保護者負担金 1時間 300円（世帯状況で異なります）
- ◆利用方法 事前に申請が必要です

子育て支援センター・一時預かり事業

問 ながらこども園 TEL 35-3102

「ながらこども園」に併設し、子どもとその保護者が自由に遊び、交流することができる場所です。一時預かり事業も行っています。また、担当の保育教諭が子育ての相談に応じます。



①支援センターの開放

◆対象児 町内在住または祖父母宅がある小学校就学前までの乳幼児とその保護者

◆費用 無料

おはなし広場・リトミック教室・わらべうた教室等も毎月開催しています。

詳しい日時は、『支援センターだより・広報ながら』をご覧ください。

②一時預かり事業

◆対象児 町内在住でながらこども園、他の保育園や幼稚園に就園していない0歳児（満6か月）～5歳児

◆保育日・時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）
9:00～17:00

◆費用 0～2歳児 1,000円／4時間以内
2,000円／8時間以内
3～5歳児 500円／4時間以内
1,000円／8時間以内

◆予約 2週間前からの予約が必要となりますが、急用の場合はご相談ください。

キッズルーム

問 公民館 TEL 35-3242

公民館（ながランホール）の和室をキッズルームとして開放しています。図書スペースには大型絵本やキッズ用の読書スペースがあります。授乳室にはおむつ交換台と水道も完備していますので、お気軽にご利用ください。

- ◆対象 町内在住で、小学校就学前までの乳幼児とその保護者
- ◆時間 9:00～12:00
- ◆曜日 毎週火曜日、水曜日（休館日・年末年始除く）
- ◆使用料 無料

子育て応援広場 のびのび

問 長柄町社会福祉協議会 TEL 30-7200

福祉センターの大広間等を開放し、ゆったりのにびのにびする居場所を提供しています。広場にはベビーケアマットやベビーサークルがあり、あそび道具やフリーストリングも設置しています。

開設時間内であれば出入りは自由ですので、お気軽にご利用ください。

- ◆対象 町内在住の未就学児（0歳～6歳）及び、その保護者（祖父母等を含む）
- ◆開設日 毎月第1月曜日（祝日・年末年始除く）
- ◆時間 11:00～16:00
- ◆利用料 無料

※詳しくは、長柄町社会福祉協議会 HP、Facebook、Instagram、各所へ設置のチラシをご覧ください。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

学童クラブは、共働きやひとり親家庭、保護者が病気等の家庭の子ども達が放課後を安心して過ごせるように設置された生活の場です。

◆**対象** 町内小学校に就学している児童（1～6年生）で、両親等が労働等により昼間家に不在、または家庭で面倒を見られない状態にある児童

◆**開設場所** 長柄町第一学童クラブ（長柄小学校内設置）
長柄町第二学童クラブ（公民館ながランホール内設置）

◆開設時期

平日（月～金曜日）下校後～19:00

土曜日・長期休業日（春/夏/冬休み）・振替休日等 7:00～19:00

◆利用料金

通年利用の場合

7月 10,000円 8月 13,000円 左記以外の月 9,000円

長期休業日のみ利用の場合

4月（春休み）2,000円 12月（冬休み）2,500円

7月（夏休み）4,000円 1月（冬休み）1,500円

8月（夏休み）13,000円 3月（春休み）3,000円

◆**申し込み方法** 利用申請書を福祉課に提出

一時的に児童を家庭で保育することが困難となった場合、一時預かり制度を利用することができます。

◆**対象** 町内に住所を有し、町学童クラブに在籍していない児童

◆**利用条件** ①学童クラブの定員に空きがある時

②利用期間が月5日以内である時

◆**利用料金** 6時間以内 500円 6時間以上 1,000円

同一世帯の2人目以降及び非課税世帯は半額

◆**申し込み方法** 原則7日前までに福祉課へ申請書を提出

ただし、緊急を要する場合は、利用日の1日前まで

ひとり親家庭のために

①児童扶養手当

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

ひとり親家庭や父または母に一定の障害がある場合、親または親に代わってお子さんを養育している方に支給されます。なお、所得制限による一部、全部停止があります。

②ひとり親家庭等医療費の助成（母子・父子家庭等）

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のいない子に対して医療費の保険診療分の一部を支給します。

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

問 福祉課子育て支援係 TEL 35-2414

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進、就学費用等、必要な資金をお貸しします。

④生活援護資金貸付事業

問 長柄町社会福祉協議会 TEL 30-7200

低所得世帯、身体障がい者世帯等で生活困難に陥った方々に対し、一時的に必要な生活資金を貸付します。

⑤生活福祉資金貸付事業

問 長柄町社会福祉協議会 TEL 30-7200

生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行います。

障がいのあるお子さんのために

問 福祉課福祉係 TEL 35-2414

障がいのあるお子さんの成長を促すため、療育の観点から以下のサービスを提供します。利用をご希望の方は、福祉課福祉係までご相談ください。

- ◆**児童発達支援**：未就学の児童を対象とした個別療育・集団療育サービス
- ◆**放課後等デイサービス**：学校通学中の児童を対象にした通所サービス
- ◆**保育所等訪問支援**：保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行うサービス

急な病気やけがのとき

赤ちゃんや子どもの病気・ケガは休日夜間に関係なく起こりうるものです。日頃から対処方法を心得て、あわてずに対応しましょう。

- ①重症・緊急の場合、局番なしの「119番」へ。
- ②診療を受けたいときは、先ずかかりつけ医に相談しましょう。
- ③かかりつけ医に相談できない場合「こども急病電話相談」を利用しましょう。病院を受診したほうがよいのか、様子をみても大丈夫なのか、看護師が電話でアドバイスします。なお、必要な場合には小児科医に電話を転送します。局番なしの「#8000」または043-242-9939へ電話してください。
月～土曜日 19:00～翌日8:00
日曜・祝日 8:00～翌日8:00（24時間対応）

長生郡市夜間急病診療所（内科・小児科）

☎24-1010 受付時間 19:45～22:45

夜間急病診療テレフォン案内

☎24-1011 19:00～翌6:00



休日在宅当番医

長生郡市広域市町村圏組合のホームページ（休日在宅当番医）をご覧ください。診療時間は9:00～17:00です。

都合により変更になる場合がありますので、「医療機関」または「消防本部（代表）」（☎24-0119）に確認してください。

※医療機関の情報については、茂原市長生郡医師会のホームページをご覧ください。

※歯科医院の情報については、茂原市長生郡歯科医師会のホームページをご覧ください。

子育て支援関連施設一覧

| | 内 容 | 連 絡 先 |
|----------------|---|---------------------------|
| 福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て事業の案内、子育ての相談、 情報提供 ・ 児童虐待などの通報窓口、DV 相談 ・ 子ども医療費助成 ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児 童扶養手当 ・ 妊娠届、母子健康手帳の交付 ・ 妊婦、乳児健康診査 ・ 産後ケア ・ 妊産婦訪問 ・ 新生児、乳児訪問 ・ 乳児相談 ・ 予防接種 ・ 1 歳 6 か月児・3 歳児・5 歳児健康診査 ・ 2 歳児歯科健康診査 ・ 病児病後児保育事業利用助成金 ・ 障がいを持つ子への情報及び各種 サービスの提供 ・ 健康相談 ・ 学童クラブ ・ ひとり親家庭への支援 | 電話 35-2414 FAX 35-2459 |
| 健康保険課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活改善、食育 ・ 栄養相談 ・ 風しん抗体検査・予防接種費用助成 | 電話 35-2115 FAX 35-2459 |
| ながらこども園 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児の保育 ・ 子育て支援センター ・ 一時預かり | 電話 35-3102 FAX 35-3160 |
| 長柄町公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本の読み聞かせ (4・8 月を除く毎月第 1・3 土曜日 10:00~10:30) ・ 本の貸し出し | 電話 35-3242 FAX 35-5095 |
| 長柄町 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活援護資金貸付事業 ・ 生活福祉資金貸付事業 ・ 子育て応援ひろば のびのび | 電話 30-7200 FAX 30-7201 |

発行：長柄町福祉課こども家庭センター 電話 0475-35-2414 FAX 0475-35-2459
〒297-0298 長柄町桜谷 712 番地